

都市計画の案の理由書

1. 新潟市の将来像における位置付け

本市は、「新潟市第四次総合計画（平成7年度策定）」のもとに、計画的かつ効率的なまちづくりを推進してきたところである。なお、平成17年に13市町村と合併し、新「新潟市」が誕生し、さらに平成19年4月に政令市に移行されたことを受け、「新・新潟市総合計画」が策定されたところである。また、平成27年度に本市が目指す姿の実現に向け、「にいがた未来ビジョン」（新潟市総合計画）が策定されている。

本計画は、上記「にいがた未来ビジョン」（新潟市総合計画）のなかで次のように位置付けられている。

にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）（※下水道に関連する部分を抜粋）

【基本構想】

○ 目指す都市像

都市像 I 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市

共助と協働の輪が広がり、一人ひとりの人権が尊重され、男女共同参画が進むことにより、性別や年齢などに関わらず誰もが安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みができています。その土台の上で、地域の歴史と文化を活かした、個性的で真に自立度の高いまちづくりが進んでいます。

【基本計画】

○ 総論

行政運営の方針

厳しい財政状況が見込まれるなかにおいても将来世代に過度な負担を強いることのないよう、プライマリーバランスに配慮しながら、行政コストや将来負担などの情報を市民と共有して、真に必要な分野を「選択」し、限られた経営資源の「集中」を図っていきます。

・インフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道など）の新規整備は、投資効果の高い事業に集中的に投資し、既存ストックは長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を行います。

○ 政策・施策

政策① ずっと安心して暮らせるまち

安心して快適な地域環境が整い、地域の住民が強い絆で結ばれ、お互いに助け合い、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策5 災害に強いまちづくり

地震・津波や豪雨などの災害時に市民の生命を守るため、道路、橋りょう、上下水道、公園、建物の耐震化など、災害に強い都市基盤を整備し、都市防災機能の強化を図ります。さらに、発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとれるように、避難体制・地域防災力を強化し、地域の強靱化を図るため、災害に強いまちづくりを進めます。

2. 都市計画の必要性

機能的で快適な市街地を形成するには、都市計画に基づいた土地利用計画を推進し、将来の発展に備え、都市施設の整備及び計画を進める必要がある。このようなことから、下水道を都市施設に位置付け都市計画事業としての整備・維持管理を行い、地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全のために下水道を都市計画に位置付ける必要がある。

今回の都市計画の変更は、雨水計画の下水管渠及びその他の施設にかかるもので、詳細は以下のとおりである。

○ 雨水計画の下水管渠の変更

下水道の幹線管渠については、当初に都市計画決定した平成5年の時点では下水管渠として都市計画に位置付ける必要があった。しかし、平成9年3月11日付けの新潟県からの「下水道の都市計画決定の運用通知」により、都市計画に定める下水管渠の運用基準が変更されたため、都市計画への位置付けが不要となった幹線管渠について、その位置づけを廃止する。

○ 雨水計画のその他の施設の変更

計画排水区域内において、浸水被害軽減効果の早期実現を図るため、松浜雨水ポンプ場内に雨水貯留施設（調整池）を追加する。

これに伴い、敷地面積を「約 4,300 m²」から「約 11,300 m²」に変更する。

3. 位置、区域、規模の妥当性

新潟市北部公共下水道は、上位計画（阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区）との整合・調整を図り、概ね20年後の都市像を検討し、根幹的となる都市施設を位置付けている。

また、都市計画には、下水道計画で定められた都市施設を位置付ける必要がある。

今回都市計画決定を行う位置、区域、規模を以下に示す。

新潟市北部公共下水道

1) 位置

下水道施設は、「4. その他の施設」に位置付けられている。

都市施設の位置は、管渠集水における平面計画及び縦断計画を詳細に検討し、現在の位置に決定している。

2) 区域

都市計画決定区域は、「2.排水区域」に位置付けられている。

都市計画決定の区域は、都市計画との整合を図り現在の区域に決定している。

3) 規模

下水道施設の規模は、「4.その他の施設」に位置付けられている。

都市施設の規模は、計画水量に対して十分に流下（ポンプ場・調整池）できる能力が必要であり、施設の配置計画および平面計画を詳細に検討して決定している。

今回変更する松浜雨水ポンプ場については、浸水被害軽減効果の早期実現を図るため、敷地内に雨水貯留施設（調整池）を追加するものである。ポンプ場と調整池の規模を比較検討した結果、敷地面積を「約 4,300 m²」から、当該施設の整備に必要な面積として、「約 11,300 m²」に変更するものである。